

# 重要なお知らせ



植物を日本へ持ち込むには、

## 検査証明書が必要です

植物防疫法により、植物\* を日本へ持ち込むには  
輸出国政府機関により発行された検査証明書  
(Phytosanitary certificate) を添付して、輸入検査を  
受ける必要があります。

日本への持ち込みが禁止されている植物もあります（裏面参照）。

\* 果実、野菜、穀物などのほか、切花、種子、苗木や、植物を原材料とした加工品の一部（ドライフラワーなど）も含まれます。  
また、検査証明書を必要としない植物（輸入検査の受検は必要）や、  
検査証明書及び輸入検査の受検が不要な植物もあります（裏面参照）。

検査証明書が添付されていない植物は、植物防疫法に  
基づき廃棄処分となります。

検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検査  
を受けなかった場合は、3年以下の懲役又は100万円  
以下の罰金が科せられる場合があります。

## 植物の病害虫 侵入警戒中

MAFF

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
農林水産省

# 農林水産省 植物防疫所

## ⚠ 日本への持ち込みが禁止されている主な植物

- チチュウカイミバエやミカンコミバエが発生している国や地域からのほとんどの果実・果菜類（カンキツ類やマンゴウなど）
- コドリングアが発生している国や地域からのリンゴやサクランボの果実など

\*そのほか、日本未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域からは、多くの植物の持ち込みが禁止されています。詳細は下記にお問合せください。



チチュウカイミバエ



ミカンコミバエ



コドリングア

## ◆ 検査証明書を必要としない植物（⚠ 輸入検査の受検は必要）

- うこん及びトチュウの乾燥した植物
- アーモンド、カシューナッツ、ココヤシ、こしょう、ピスタチオ、くるみ及びマカダミアナッツの乾燥した種子（栽培用は除く）

## ◆ 検査証明書の添付及び輸入検査の受検が必要ないもの

- 製材
- 製茶
- アルコール、酢酸、砂糖につけられた植物 など

## 植物防疫所の主なお問合せ先

- 横浜植物防疫所 ..... 045-211-7153
- 名古屋植物防疫所 ..... 052-651-0112
- 神戸植物防疫所 ..... 078-331-2386
- 門司植物防疫所 ..... 093-321-2601
- 那覇植物防疫事務所 ..... 098-868-2850